

兵庫県立太子高等学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

校訓「自立進取・和衷敬愛・質実剛健」の精神に基づき、人間としての在り方・生き方について考える姿勢を涵養するとともに、生涯学び続けるための基礎を培い、21世紀を主体的に生きる「こころ豊かでたくましい人間」を育成することを目指している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、昭和45年定時制通信制教育のモデル校として発足して以来、高校教育改革のなかで大きく変革し、平成19年度に総合学科として改編され、現在に至っている。

総合学科は、生徒の興味関心に応じて科目や授業内容を選択し、それを深化させ、生徒自身が将来の職業や生き方を意識し、考え、具体化していくところに大きな特色がある。

本校は、自分の進路に適した学習を効率的に行うことができる新しい視点に立った総合学科の高校でありすべての生徒の自己実現と進路実現を目指している。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。また、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではなく、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である」ことを全生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指し、いじめ防止対策を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、生活実態調査（年3回）によるいじめの調査など年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間計画表

(3) ネット上のトラブルへの対応

生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

また、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口、兵庫県警サイバー犯罪対策課等、インターネット上の書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等について専門的な助言や支援を行う相談窓口の整備を図るとともに、法務局人権相談窓口などと連携を強化する。

関係機関、事業者等の連携に当たっては、インターネット上のいじめをはじめ、サイバー空間の実態把握に努め、組織横断的な情報共有と効果的な対応策及び安全・安心な利用方法を検討・共有する。

生徒、保護者、教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

特に保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務及びその遵守についてPTA活動等を通じて周知を図る。

(4) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織を編成し、直ちに、調査や対応を行い、事態の解決・再発防止に当たる。

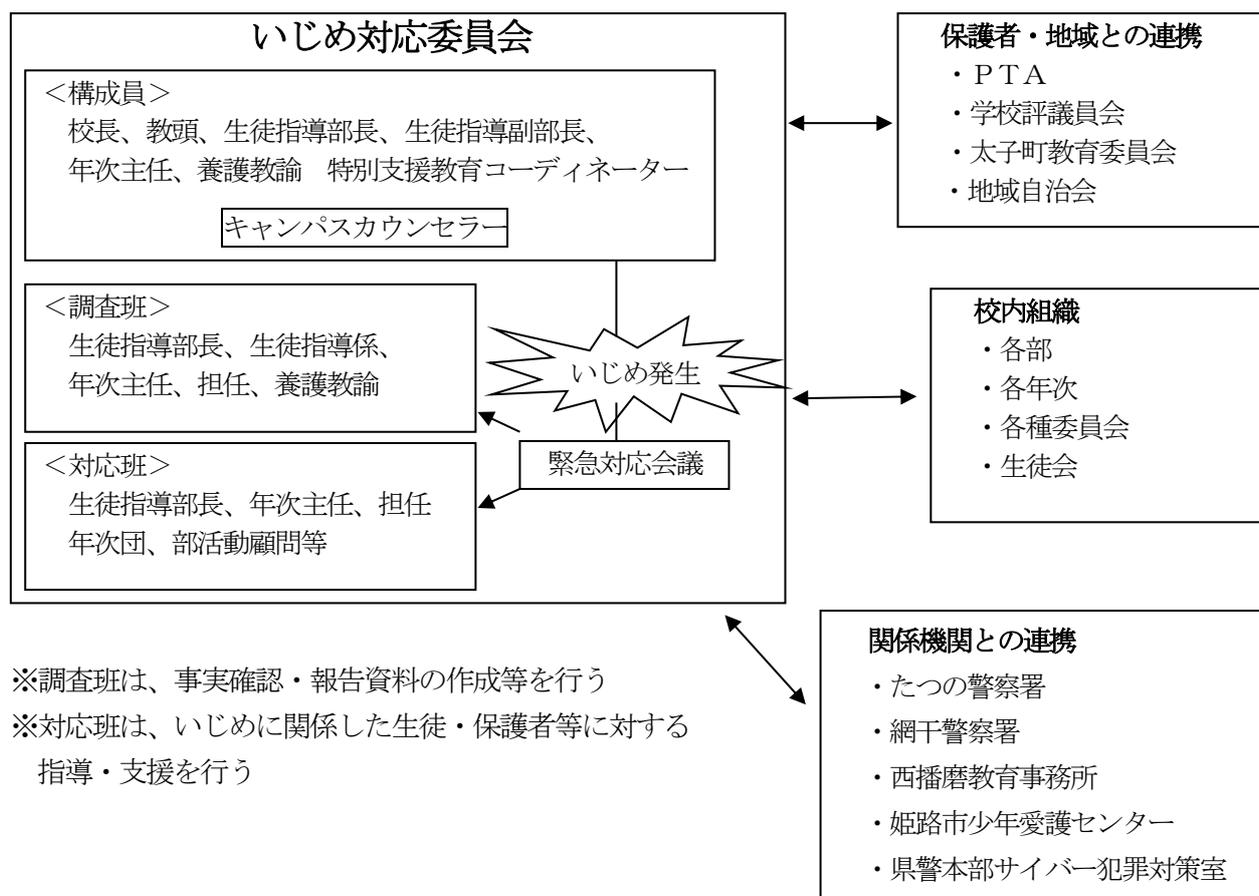
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、年次懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「学校評価委員会」を中心に保護者・生徒・教員を対象に学校評価アンケートを実施し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域連携を念頭に置いた学校の基本方針になるように、保護者や地域の方々からの意見を積極的に聴取するように留意する。

指導体制及び関係機関



いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループに中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように携帯電話をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲がなんとなくざわついている

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くへいたがる
- ひどいあだ名で呼ばれる
- 不真面目な態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 好きな物を他の子どもにあげる
- 弁当を一人で食べる人が多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- トイシなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒のみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応会議① 年間指導計画立案	事故発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対応会議④ 職員研修会①	いじめ対応会議⑤
未然防止へ向けた取組	生徒指導部長講話① 情報モラル講演会 (1年次)			生徒指導部長講話②		
早期発見へ向けた取組	教育相談① 個別面談週間 中学訪問による情報 収集	教育相談②	教育相談③ 生活実態調査①	教育相談④ 個別面談① いじめアンケート① 学校評議員会①		教育相談⑤ 学校評価 生徒アンケート 保護者アンケート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応会議⑥	事故発生時、緊急対応会議の開催			いじめ対応会議⑩	いじめ対応会議⑪
未然防止へ向けた取組	消費者教育講演会 (サイバー関係) 防犯・保健講演会 クリーン作戦 (地域清掃)	人権学習 職員研修会②	生徒指導部長講話③			防犯・保健講演会 生徒指導部長講話④
早期発見へ向けた取組	教育相談⑥	教育相談⑦	教育相談⑧ 個別面談② いじめアンケート②	教育相談⑨ 学校評価 生徒アンケート 保護者アンケート	教育相談⑩	教育相談⑪ いじめアンケート③ 学校評議員会②

組織的対応

即日対応が望ましい

